

2024年3月より

「革」「レザー」と呼べる製品は、 動物由来のものに限定する

とJISで規定されました。(JIS K6541:2024)

❗ 例えば、アップル・キノコ・サボテンなどの
素材を「〇〇革」「〇〇レザー」とは呼べません。



❗ 下記の素材は名称が規定されており
「革」「レザー」とは呼べません。

革を細かく粉砕し、シート状に加工したもの

皮革繊維再生複合材

※「皮革繊維再生複合材」を「ボンデッドレザー」「リサイクルレザー」
「再生革」と表記することも誤りです。

不織布や特殊不織布、合成樹脂などを使って
革の見た目に似せたもの

合成皮革・人工皮革

「エコレザー」について

環境に配慮して製造される革・レザーのことです。
植物由来の素材や、革屑を利用した素材ではありません。



一般社団法人 日本皮革産業連合会

日本皮革産業連合会とは、皮革および靴・バッグなど革製品の
生産・流通・貿易に関する24団体で構成される総合団体です。

JISについての
詳しい内容は裏面へ